# 労働関係法令の基礎知識の周知のため <u>ハローワークなどから講師を</u>派遣できます

平成27年10月1日に「青少年の雇用の促進等に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、学生・生徒に対して労働関係法令の基礎知識を周知するために、学校のご要望に応じてハローワークなどから講師を派遣し、講義を開催することになりました。

学校関係者の皆さまには、これから社会に出て働くことになる学生・生徒の労働関係法令の習得に向け、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

#### ハローワークによる労働関係法令の基礎知識の講義

中学校・高等学校からのご要望に応じて、ハローワークの職員が、地域の雇用環境・就職に向けての心構えなどと合わせ、労働関係法令の基礎知識について各学校で講義を行います。

- 講義は30分程度です。
- 講義にかかる費用は無料です。
- 学校単位でお申し込みください。

まずは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### 労働関係法令の基礎知識に関する参考資料

各学校で、学生・生徒に労働関係法令を教える際の参考資料として、以下のような冊子を 作成しています。無料でダウンロードできますので、ご活用ください。 ■■■■■

#### 「知って役立つ労働法~働くときに必要な基礎知識~」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html

#### 「これってあり?まんが 知って役立つ労働法Q&A」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/



### さらに詳しい講義も行っています

大学や高等学校などを対象に、専門的な講義のために都道府県労働局による講師派遣も行っています。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270930派若05

# 若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度(ユースエール認定制度)

- 若者の雇用管理の状況が優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定
- 認定企業の積極的な情報発信により、中小企業と若者のマッチングを促進

#### <認定基準:以下の全ての基準を満たすこと>

1 学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること(既卒3年以内の者が応募可であることが必要。) 2 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること  - 「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること - 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 - 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下又は週労働時間60時間以上の正社員割合が5%以下 - 前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 - 直近3事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 - 直近3事業年度の所卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数 - 研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング 制度・社内検定などの制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング 制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の 女性割合 - 前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の 取得対象者数・取得者数(男女別)  5 過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと 9 暴力団関係事業主でないこと 0 風俗関係事業主でないこと 10 風俗関係事業主でないこと 11 各種助成金の不支給措置を受けていないこと 11 各種助成金の不支給措置を受けていないこと 12 重大な労働関係等法令違反を行っていないこと					
3 右の要件をすべて	1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること(既卒3年以内の者が応募可であることが必要。)			
3 右の要件をすべて 満たしていること ・ 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・ 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下又は週労働時間60時間以上の正社員割合が5%以下 ・ 前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 ・ 直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上 ・ 直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数 ・ 研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・ 前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)	2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること			
4・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング 制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の 女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の 取得対象者数・取得者数(男女別)5過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと9暴力団関係事業主でないこと6過去3年間に認定基準を満たさなくなったことにより認定を辞退していないこと10風俗関係事業主でないこと7過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと11各種助成金の不支給措置を受けていないこと	3		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が7	した人の 時間以 <sup>-</sup> 70%以_	)離職率が20%以下 F又は週労働時間60時間以上の正社員割合が5%以下 上または年平均取得日数が10日以上
6       過去3年間に認定基準を満たさなくなったことにより認定を辞退していないこと       10       風俗関係事業主でないこと         7       過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと       11       各種助成金の不支給措置を受けていないこと	4	・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング 右の雇用情報項目について		プロンサルティング E数、役員・管理職の	
7 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと 11 各種助成金の不支給措置を受けていないこと	5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと		9	暴力団関係事業主でないこと
	6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことにより認定を辞退していないこと		10	風俗関係事業主でないこと
8 過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと 12 重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと		11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
	8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと		12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

#### <認定のメリット>

1	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	・「わかものハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待 ・「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」などにも企業情報を掲載し、企業の魅力を広くアピール	
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	・都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的に案内することで、正社員就職を希望する若者 などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待	
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	・認定企業は、法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることが可能 ・認定マークを使用することで、法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピール	
4	若者の採用・育成を支援 する関係助成金を加算	・若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算 ①キャリアアップ助成金②キャリア形成促進助成金③トライアル雇用奨励金	

# 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

#### ≪生活保護受給者等就労自立促進事業について≫

#### 【事業概要】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者を含め、生活困窮者等を広く対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するもの。
- また、本事業は、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用した地方自治体への常設窓口の設置や 巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備している。

#### 【平成27年度実績】

- 就職者数:55,112人(11月まで)※ 平成26年度(11月まで)47,007人
- 常設窓口:180箇所設置予定(平成27年度中)※平成28年度中に194箇所設置予定
- 今後は、引き続き生活保護受給者の就労支援を行うとともに、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき設置された自立相談支援機関との連携を図り、生活困窮者の支援を行う。

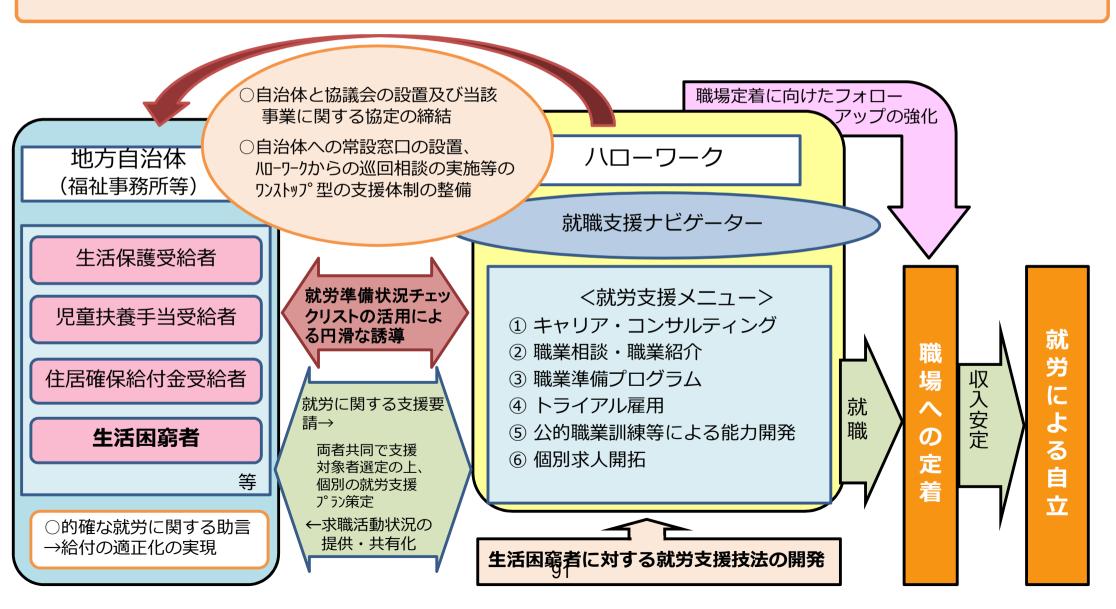
### ≪刑務所出所者等就労支援事業について≫

- 刑務所出所者等の再犯を防止するため、刑務所出所者等に対し、 ハローワーク、刑務所等及び更生保護機関等が連携し、職業相談・ 職業紹介、協力雇用主等を対象とした求人開拓及び試行雇用奨 励金の支給等の総合的な支援を行うことにより、その就労による自 立を図るもの。
- 平成27年度(9月まで)の就職者数は、1,288人※ 平成26年度(9月まで) 1,271人
- 平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議により、「宣言:犯罪に 戻らない・戻さない」が決定され、「2020年までに、犯罪や非行をし た者の事情を理解した上で雇用している企業の数を3倍にする」等 の数値目標が掲げられた。
- 同宣言に基づいて、具体的な取組として、国及び地方公共団体における刑務所出所者等の雇用の検討や刑務所出所者等を雇用した企業に対する支援の充実等がなされている。

# 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」 支援事業を発展的に解消の上、平成25年度から新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を実施。

さらに、平成27年度は、生活困窮者自立支援法が施行されることから、地方自治体にハローワークの常設窓口を増設する等、 両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



### 刑務所出所者等就労支援事業の推進

○刑務所出所者等に対して、ハローワーク、刑務所等及び更生保護機関等が連携し、職業相談・紹介、協力雇用主等を対象とした 求人開拓及び試行雇用奨励金等の支給等の総合的な支援を行うことにより、その就労による自立・実現を図る(平成18年度~)。 〇平成26年度支援対象者総数:7.071名(対前年度680人増) 〇平成26年度就職者数:2.530名(対前年度390人増) 本人に係る 等 刑 穃 所 保護観察所 情報の連絡 裁判 所 協力雇用主の開拓 協力雇用主の開拓 ・刑務所等及びハローワークとの協議会 判決•決定 雇用情勢に応じた職業訓練の実施 出所·出院 ・保護観察付き執行猶予 駐在するハローワーク相談員との 等の開催 ・身元保証システムの受付 保護観察処分(少年) 協力・連携 -保護観察 刑務所出所者等就労奨励金の支給 •更生緊急保護 協力依頼 就労支援チーム 就職 ハローワークと保護観察所の 職場定着 就労支援• 協力依頼 連携・協力 担当者による面接等 情報提供 就労支援•情報提供 ク 事業実施団体 ハロー ワー く出所·出院前> く出所・出院後> 補助 活用 ・職業講話の実施 ・担当者制の職業相談・職業紹介の実施 保護観察所等への巡回相談の実施 法 務 省 身元保証システム ・求職活動ガイドブックの配布 ・トライアル雇用の活用 ・職場適応・定着支援の実施 委託事業の実施 刑務所・少年院に出向いた職業相談・職業 紹介の実施 ・ヤミナー 委託 ・セミナー 参加あっせん • 事業所見学会 ・ 求人情報の提供 厚生労働省 事業所見学会 • 職場体験講習 •職場体験講習 試行雇用奨励金の支給 ・刑務所に相談員が駐在(全国5施設でモデ ·協力雇用主等支援事業 公共職業訓練等の受講あっせん

92

ル実施

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

#### 《外国人労働者を巡る現状について》

- 日本国内で就労する外国人労働者は、平成26年10月末現在、約79 万人であり、外国人雇用状況届出の義務化以降、過去最高を更新。
- ○『「日本再興戦略」改訂2015』が昨年6月30日に閣議決定され、
  - ・ 外国人技能実習制度の新制度への移行に向けた取組を推進
  - ・ 持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野において新たな就 労制度を創設
  - ・ 留学生の更なる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化 等が盛り込まれており、現在検討・制度設計等が進められているところ。
- 留学生の国内企業への就職支援については、外国人雇用サービスセンター(※1)や新卒応援ハローワークの留学生コーナー(※2)等を拠点に、大学や企業等の関係機関と連携し、マッチング機能の充実など取組の強化を図っているところ。
  - ※1 東京、愛知、大阪に設置
  - ※2 平成28年度以降においては、北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、<u>石川</u>、愛知、<u>三重</u>、 京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、15都道府県に設置予定。下線は28年度新規設置
- 日系人等の定住外国人の就労支援については、外国人集住地域のハローワークを中心に、通訳及び外国人専門相談員を配置するとともに、自治体等の関係機関と連携し、地域のニーズに応じた効果的な外国人就労・定着支援研修や公共職業訓練等の就労支援を推進。
- ⇒ このような外国人労働者を巡る動きを踏まえ、厚生労働省としては、我 が国で就労する外国人労働者の適正な就労環境の確保に努めることとして おり、各都道府県においても、ご理解ご協力いただきたい。

# 日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約78.8万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

### ①就労目的で在留が認められる者

約14.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

- ·その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。
- →「高度に専門的な職業」、「大卒ホワイトカラー、技術者」 「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」に大別される。

### ②身分に基づき在留する者

約33.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これら在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動 が可能。

## ③技能実習

約14.5万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)。

## ④特定活動

約0.9万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、ポイント制による優遇措置を受ける高度外国人材等)

·「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により 報酬を受ける活動の可否が決定。

### ⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)

約14.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間等以内)で、相当と 認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格				
在留資格	具体例			
技術	機械工学等の技術者、			
<b>打</b> 又1/N	システムエンジニア等のエンジニア			
人文知識	企画、営業、経理などの事務職			
三吸类数	英会話学校などの語学教師、			
·国際業務	通訳・翻訳、デザイナー			
<b>人</b> 樂中起點	外国の事業所からの転勤者で			
企業内転勤	上記2つの在留資格に同じ			
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、			
<b>1</b> 文 月它	パイロット、スポーツ指導者			
教授	大学教授			
投資·経営	外資系企業の経営者・管理者			
法律·会計				
業務	弁護士、会計士			
医液	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、			
医療	診療放射線技師			
研究	政府関係機関、企業等の研究者			
教育	高等学校、中学校等の語学教師			

---「大

|・・・「大卒ホワイトカラー、技術者」

・・・「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」

|・・・「高度に専門的な職業」

※外国人雇用状況届出(平成26年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、**病**業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

### 外国人関連施策の主な進捗状況(「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)より抜粋)

# 【外国人技能実習制度の新制度への移行に向けた取組を推進】

- ○「『日本再興戦略』改訂2014」で示された制度見直しの方針を具現化するため、技能実習制度の見直しに関する 法務省·厚生労働省合同有識者懇談会を開催し、検討を行った。その結果を踏まえ、管理監督体制の強化(監理 団体に対する許可や技能実習計画の認定の制度化、外国人技能実習機構の創設等)と、制度の拡充(優良な監 理団体等に限った最長実習期間の3年から5年への拡大)を盛り込んだ外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律案を本年3月に国会に提出した。
- 本年新たに果樹栽培など4分野を対象職種に追加した。
- 介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととした。

# 【持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野において新たな就労制度を創設】

- 製造業における海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、経済産業大臣の認定を前提とした制度を創設することとしており、本年度内の制度開始に向けた準備を進めている。
- 本年4月、女性の活躍推進等の観点から、地方自治体による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする特例措置を盛り込んだ国家戦略特別区域法改正案を国会に提出した。
- 本年3月、介護福祉士の国家資格を有する者の国内における就労を認めるための新たな在留資格「介護」の創設 を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部改正法案を国会に提出した。

# 「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)における主な項目

## 【高度外国人材受入れ促進のための取組強化】

- 本年4月に「高度専門職」の在留資格が創設されたことも踏まえ、業界団体等も活用しつつ「高度人材ポイント制」等について戦略 的に広報する仕組みを速やかに立ち上げ、周知と利活用を図る。
- ○「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(平成27年3月17日 対日直接投資推進会議決定)に沿って外国人受入れ環境 の改善を進める。

## 【留学生の更なる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化】

○ 外国人留学生等に対する一層の就職支援強化を図るため、関係府省・団体が連携して、本年夏にも、外国人留学生等と採用に 意欲のある企業等を対象としたマッチングイベントを開催するとともに、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学 生コーナー等において外国人留学生等の求職情報と外国人材の活用に積極的な企業の求人情報を集約させ、求職・求人のマッチ ング機能を充実させるなどの取組を行う。さらに、外国人留学生等の就職支援に向けた関係府省の取組の効果を検証し、更なる支 援策の改善等につなげていく。

### 【IT·観光等の「専門的·技術的分野」における外国人材の活躍促進】

- 2020年には、情報通信業に従事する外国人IT人材を3万人(現状)から6万人へ倍増することを目指し、経営学等の人文科学の分野に属する知識を有する外国人材がIT技術者として活躍すること等がより円滑に行えるよう、本年中を目途に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の要件について許可事例等を示すことにより明確化・周知を図るなどの施策を講ずる。
- 訪日外国人旅行者数増大に積極的に対応できるよう、観光分野における外国人材の活用の二一ズを的確に把握し、専門的・技術的分野と評価できるものについて、在留資格要件の見直し等を行っていく。当面は、フロントでの接客・案内等の業務に従事しているなど一定の要件を満たす場合には、現行制度上外国人の在留が認められることを明確化し、周知等を行うなどの施策を講ずる。

## 【経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進等】

○ 経済連携協定に基づきインドネシア、ベトナム及びフィリピンから受け入れている外国人介護福祉士候補者について、その更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を開始し、本年度中に結論を得る。

# 【中長期的な外国人材受入れの在り方検討】

○ 経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、 総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解**る**れないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

# 留学生の就業促進に向けた施策の実施状況

- つ 「<mark>外国人雇用サービスセンター</mark>」(外国人版ハローワーク:東京・愛知・大阪)を、高度外国人材の就職支援の拠点と位置 付け、ハローワークの全国ネットを活用し、<mark>意識啓発からマッチング・定着に至るまで、</mark>各段階で多様な支援メニューを提供。
- 一部の新卒応援ハローワーク(※)に留学生コーナーを設置し、留学生への就職支援を強化。
  - ※ 北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡の12道都府県13箇所(京都はわかものハローワーク)

### 全国的ネットワークによるマッチングの促進

- 「外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業にいたるまで複数年にわたり、全国的かつきめ細かな就職支援を実施
- 外セン等の求職、相談の状況

(H24) (H25) (H26)

- 新規求職者数 6,768件 8,314件 8,741件
- 相談件数 20,494件 24,157件 23,927件

※H26より留学生コーナーの実績を含む

### 意識啓発・カウンセリング等

- II 大学の就職担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国 人雇用サービスセンターの利用勧奨を行うほか、国内就職希 望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実 施するなど、留学生の意識・動機付けに向けて連携
- 外セン等におけるガイダンス等の実施状況
  - ガイダンス参加学生数 (H24) 2,265名 (H25) 3,301名 (H26) 4,004名
  - 面接会参加学生数
     (H24) 3,500名 (H25) 4,385名 (H26) 4,747名
     ※H26より留学生コーナーの実績を含む

## 留学生インターンシップ・大学との連携

- Ⅲ 企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場の 拡大を図るため、留学生向けインターンシップを実施。また、大学の就職支援担当者との情報交換を実施(インターンシップは夏季と春季に実施)
- インターンシップ受入実施企業数

(H21) (H22) (H23) (H24) (H25) (H26)

• 84社 94社 88社 86社 86社 86社

○ インターンシップ参加学生数

(H21) (H22) (H23) (H24) (H25) (H26)

145名 173名 159名 152名 155名 146名

#### 人材マネジメント改革・新規求人の開拓

- IV このほか、「外国人指針」(注)の普及・啓発による企業の意識 改革を図るとともに、併せて新規求人企業の開拓を実施。また、 普及・啓発のためのマニュアルも活用。
- ① 企業の活性化、国際化を図るためには、留学生向けの募集・採用を行うことも効果的であること
- ② 社員像の明確化、人事管理の透明化、多様なキャリアパスの提供等により、多様な人材が能力を発揮しやすい環境の整備を図ること
- ③ 有識者検討会や企業ピアリング等を通じて作成した「高度外国人材活用のための実践マニュアル」の活用 等

(注)事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(雇用対策法に基づき平成19年10月1日施行)。

# 日系人に対する機動的な雇用対策とその実施結果について

### I 日系人を巡る雇用情勢について

- 〇 平成20年秋に発生した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、日系人が多数居住する、いわゆる日系人集住地域のハローワークに支援を求めて多数の方が来所
  - ・ 日系人集住地域の拠点ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける新規求職者 (ピーク時)平成21年1月~3月 14,760人(前年同期の 約13倍)
- また、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、職業経験も不十分であるため、自力による再就職は極めて厳しい

#### Ⅱ これまでの雇用施策

外国人雇用状況届出制度の履行確保 の徹底、雇用情勢の的確な把握による、

- ①雇用管理の改善に向けた事業主指導、
- ②離職した外国人への再就職支援(大量 離職のあった事業主・地域を重点的)を実 施

#### Ⅲ 平成20年秋に発生した 経済危機を受けた取組

- (1) 集住地域の市町村と連携したワンストップサービスコーナーの立上げ
- (2) 日系人が特に多い地域には、新たな外国人専門の相談・援助センターを 設置(浜松、豊橋、刈谷(※))
  - (※)刈谷は平成25年度まで
- (3) 経済危機を受けた雇用対策により拡充された再就職支援や雇用維持のための各種事業(例:試行雇用奨励金、雇用調整金助成金)や住宅確保支援策を外国人の支援に活用

#### Ⅳ 平成20~26年度の取組

#### 通訳・相談員の配置増など、機動的な相談・支援機能の強化

(1)通訳配置所数

20年度 73か所 → 21年度 126か所 → 22年度 125か所 → 23年度120か所 → 24年度117か所 → 25年度116か所 → 26年度115か所

(2)外国人専門相談員の配置状況

20年度 11人 → 21年度 197人 → 22年度 197人 → 23年度129人 → 24年度121人 → 25年度97人

→ 26年度95人

日系人集住地域の拠点ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける相談件数実績 21年度 176,239件 → 22年度 66,184件 → 23年度 59,103件 → 24年度 71,021件 → 25年度 62,554件 → 26年度 46,722件

(3)ワンストップサービスコーナーの配置状況

21年度33か所 → 22年度32か所 → 23年度13か所 → 24年度5か所 → 25年度5か所 → 26年度5か所

#### 将来的にも日本で安定して働けるよう、日本語能力向上等を図る就労準備研修を実施

- -21年度の受講者数6,298人(全国63地域346コース) -22年度の受講者数6,288人(全国97地域459コース)
- ・23年度の受講者数4,231人(全国75地域290コース)・24年度の受講者数3,576人(全国72地域227コース)
- -25年度の受講者数3.155人(全国71地域211コース) -26年度の受講者数3.188人(全国74地域212コース)
- ※研修は一般財団法人日本国際協力センターが実施

#### 帰国を希望する日系人に対する、家族分を含めた帰国支援金の支給(平成21年度限り)

帰国支援金全支給者数:約2.2万人

#### V 27年度の取組

# 雇用情勢の「持ち直し」により短期のアルバイト就労が戻ってきたが、不安定雇用の構造は変わらないため、引き続き支援

- 通訳・相談員・ワンストップサービスコーナーの設置・配置
  - (1)通訳配置所数・時間: 27年度 116か所
  - (2)外国人専門相談員の配置状況: 27年度 89人
- (3)ワンストップサービスコーナーの配置状況: 27年度 4か所
- 〇 日本語能力向上等を図る外国人**が**・定着支援研修(※)の実施(<u>4,000人規模</u>)

※平成27年度より対象を定住外国人全般に拡充して実施

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

#### 《 雇用促進税制について 》

- 雇用促進税制は、雇用を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる成長産業を支援し、雇用の拡大を図るため、平成23年度から実施しており、一定の要件を満たした場合に、雇用増加人数1当たり40万円の税額控除が受けられるものとなっている。
- 雇用促進税制については、平成28年度税制改正要望において、 雇用機会が不足している地域(同意雇用開発促進地域)において、 質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)を創出させた場合、雇用 増加者一人当たり40万円の税額控除を行う見直しを行った上で、そ の適用期限が2年間延長されることとなった。
- また、地方創生の一環として、地域再生法に基づき、昨年8月10日から本税制が拡充され、地域における良質な雇用の場を確保した企業に対して税制上の優遇措置を講じることとなっている(地方拠点強化税制)。
- この地方拠点強化税制についは、平成28年度税制改正要望に おいて、平成28年度から実施される重点化された雇用促進税制と ともに、所得拡大促進税制との併用が認められることとなった。
- 引き続き、これら税制が活用されるよう、よろしくお取りはからい願いたい。
  - ○地方拠点強化税制(平成27年8月10日より実施中)

#### <拡充型>

地方における事業拠点で雇用者を増加させた場合、増加雇用者1人あたり50万円(従来の40万円に10万円を上乗せした額)を税額控除。

#### <移転型>

地方における事業拠点の増加雇用者1人当たり50万円の税額控除に加え、更に30万円の税額控除。この上乗せ30万円については、雇用を維持していれば最大3年間継続し、地方拠点への人の移動にも適用。